

行政監査報告書

平成16年度

(県の庁舎内に事務局を置く任意団体について)

佐賀県監査委員

目 次

第1	監査テーマ	1
第2	監査の目的	1
第3	任意団体の概要	1
第4	監査対象団体	1
第5	監査の実施	2
1	監査の実施時期	2
2	監査の着眼点	2
3	監査の実施方法	2
第6	監査の結果	2
1	監査結果の概要	2
(1)	団体の事務局移転の検討を要するもの	2
(2)	不適正な事務処理で、事例が多いもの	2
(3)	改善事項別件数が多いもの	3
2	着眼点別監査結果	3
(1)	団体の事務局を県の庁舎内に置く合理性について	3
(2)	庁舎内への事務局設置手続について	4
(3)	団体業務と県の事務事業との区分の明確化について	4
(4)	団体への支援について	5
(5)	団体への県の関与のあり方について	6
(6)	団体のあり方について	7
第7	監査意見	8
(1)	行政財産（県の庁舎）使用の見直し	8

(2) 団体に対する適法な関与手続	-----	8
(3) 団体存続の見直し	-----	9
(4) 団体への関与のあり方	-----	9
(個表)	-----	10
(参考資料)		
1 県の庁舎内に事務局を置く任意団体の概要	-----	69
2 監査対象団体一覧	-----	70
3 監査対象団体に対する県の支援等の状況	-----	77
(1) 団体設立後の経過年数の状況	-----	77
(2) 行政財産使用許可の状況	-----	77
(3) 県職員の団体役員就任状況	-----	78
(4) 県職員の団体業務従事状況	-----	78
(5) 県職員の団体会計事務担当状況	-----	79
(6) 団体における会計規程の整備状況	-----	79
4 改善事項別件数	-----	80
5 団体業務の県事業との関連性等について	-----	81
6 個表における「評価結果図（レーダーチャート図）」について	-----	83
(1) 評価項目の設定と評価結果の表示	-----	83
(2) 評価の考え方	-----	84
(3) 評価の方法	-----	84

第1 監査テーマ

県の庁舎内に事務局を置く任意団体について

第2 監査の目的

県の庁舎内に事務局を置く任意団体（協議会、協会、委員会など）については、県職員が役員に就任したり、事務を行ったりしているものが多く見られる。加えて、財政的な援助が行われているものもある。

今回、これらの団体について、その事務局を県の庁舎内に置く合理性が認められるか、事務局設置にかかる手続は適正か、団体業務と県の事務事業との区分は明確か、団体への財政的支援は適正か、などについて行政監査を実施し、今後のこのような団体に対する県の適正かつ合理的な関与に役立てることを目的とした。

第3 任意団体の概要

平成15年度における県の庁舎内に事務局を置く任意団体数は、予備調査で県の各機関から提出された調書によると、合計315団体である。

なお、本部等ごとに本庁及び現地機関等別に区分した団体数は参考資料1（69ページ参照）のとおりである。

第4 監査対象団体

監査は、315団体について団体に対する県の人的・財政的関与の面から

- ① 人的・財政的支援を受けているもの 49団体
- ② 人的支援のみを受けているもの 237団体
- ③ 財政的支援のみを受けているもの 5団体
- ④ いずれの支援も受けていないもの 24団体

の4つに分類し、さらに監査の効率面を考慮し、

- ・ ①の団体の全数 48団体（別に監査（財政的援助団体等監査）を実施した1団体を除く。）
- ・ ②及び③の団体のうち、県からの支援の程度が高い団体を各本部等から原則として1団体 10団体

以上、合計58団体を監査対象団体として選定した。

なお、所管機関別、設立年別、会員の構成メンバー別、事務局員数別等を記載した監査対象団体一覧は参考資料2（70～76ページ参照）、監査対象団体に対する県の支援等の状況は参考資料3（77～79ページ参照）のとおりである。

第5 監査の実施

1 監査の実施時期

平成16年7月～平成17年1月

2 監査の着眼点

監査に当たっては、次の事項を着眼点とした。

- (1) 団体の事務局を県の庁舎内に置く合理性について
- (2) 庁舎内への事務局設置手続について
- (3) 団体業務と県の事務事業との区別の明確化について
- (4) 団体への支援について
- (5) 団体への県の関与のあり方について
- (6) 団体のあり方について

3 監査の実施方法

監査は、58団体を所管する知事部局、教育委員会及び警察本部の39機関（現地機関を含む。）を対象に、各機関から提出された行政監査調書に基づいて実地監査を行った。

第6 監査の結果

1 監査結果の概要

39機関(58団体)のうち、36機関(52団体)に140件の改善を要する事項が認められた。

改善を要する事項の主なものは、次のとおりである。

(1) 団体の事務局移転の検討を要するもの

- ・ 団体業務と県の事務事業との間の関連性が低いのに、県以外に事務局を担う体制が整っていないという理由で県が事務局を担っているもの（3件）
- ・ 県職員以外も含めた会員の親睦が団体業務の主な目的となっているため、県の事務事業との間の関連性が低いと考えられるもの（1件）

(2) 不適正な事務処理で、事例が多いもの

- ・ 決裁伺を行っていないもの等決裁処理が不備なもの（9件）
- ・ 決算処理で適正でないもの（9件）

(3) 改善事項別件数が多いもの

- ・ 会計規程等を整備していないもの（46件）
- ・ 庁舎使用許可手続が執られていないもの（11件）

なお、本部等ごとに改善を要する機関数、団体数及び件数は、次のとおりである。

本部名等	監査対象 機関数	監査対象 団体数	要改善 機関数	要改善 団体数	要改善 件数
統括本部	2	2	2	2	4
くらし環境本部	4	4	4	4	10
健康福祉本部	3	3	2	2	8
農林水産商工本部	3	7	3	6	18
生産振興部	4	7	4	7	17
県土づくり本部	5	5	4	4	11
交通政策部	2	4	2	4	10
経営支援本部	1	1	1	1	2
教育委員会	13	23	13	21	58
警察本部	2	2	1	1	2
計	39	58	36	52	140

※ 改善事項別件数については、参考資料4（80ページ参照）のとおり

2 着眼点別監査結果

次に、監査の着眼点にしたがって改善を要する事項を述べると、次のとおりである。

(1) 団体の事務局を県の庁舎内に置く合理性について

4機関（4団体）において、「県の庁舎内に団体の事務局を置くこと」に関し、改善を要する事項が認められた。（4件）

ア 団体業務と県の事務事業との間の関連性が低いのに、県以外に事務局を担う体制が整っていないという理由で県が事務局を担っているもの
(3件)

- ・ 危機管理・広報課（佐賀県広報連絡協議会）
- ・ 県民協働課（佐賀県地域づくりネットワーク協議会）
- ・ 林業課（佐賀県生産森林組合協議会）

イ 県職員以外も含めた会員の親睦が団体業務の主な目的となっているため、県の事務事業との間の関連性が低いと考えられるもの
(1件)

- ・ 建設・技術課 (佐賀県建設技術協会)

(2) 庁舎内への事務局設置手続について

行政財産使用許可を受ける必要のある14機関(18団体)のうち、9機関(11団体)において、「行政財産使用許可」に関し、改善を要する事項が認められた。(11件)

ア 団体雇用の職員が県の庁舎内に置かれた事務局で団体業務に従事しているにもかかわらず、県の庁舎を使用するのに必要な許可手続が執られていないもの(11件)

- ・ 消防防災課 (佐賀県防災行政無線運営協議会)
- ・ 環境課 (佐賀県環境にやさしい県民運動推進会議)
- ・ 健康増進課 (佐賀県食生活改善推進協議会)
- ・ 流通課 (“さが”農産物ブランド確立対策推進協議会)
- ・ 園芸課 (佐賀県植物防疫協会)
- ・ 道路課 (佐賀県道路愛護協会)
- ・ 統計調査課 (佐賀県統計協会)
- ・ 社会教育課 (佐賀県公民館連合会)
- ・ “ ” (佐賀県社会教育委員連絡協議会)
- ・ 体育保健課 (県民体育大会実行委員会)
- ・ “ ” (佐賀県さわやかスポーツ・レクリエーション実行委員会)

(3) 団体業務と県の事務事業との区分の明確化について

8機関(11団体)において、「県物品の貸付契約」、「団体事務の決裁処理」等に関し、改善を要する事項が認められた。(15件)

ア 県所有の机等を団体雇用の職員に使用させているにもかかわらず、物品貸付契約を締結していないもの(9件)

- ・ こども課 (佐賀県青少年育成県民会議)
- ・ 環境課 (佐賀県環境にやさしい県民運動推進会議)
- ・ 健康増進課 (佐賀県食生活改善推進協議会)

- ・ 流通課 (佐賀県物産振興協会)
- ・ 建設・技術課 (佐賀県建設技術協会)
- ・ 社会教育課 (佐賀県公民館連合会)
- ・ " (佐賀県社会教育委員連絡協議会)
- ・ " (あすの佐賀を創る県民運動推進協議会)
- ・ 体育保健課 (県民体育大会実行委員会)

イ 県の職名で決裁を行っているもの (1件)

- ・ 厚生課 (佐賀県警察職員互助会)

ウ 所管課担当業務一覧の職員欄に、県職員と団体雇用の職員を区分せず記載しているもの (1件)

- ・ 社会教育課 (あすの佐賀を創る県民運動推進協議会)

エ 職責を有する団体雇用の職員がいるにも関わらず、団体において当該職員と県職員との業務範囲を明確にする事務分担表等を作成していないもの (4件)

- ・ 健康増進課 (佐賀県食生活改善推進協議会)
- ・ 流通課 (“さが”農産物ブランド確立対策推進協議会)
- ・ " (佐賀県物産振興協会)
- ・ 社会教育課 (あすの佐賀を創る県民運動推進協議会)

(4) 団体への支援について

24機関(31団体)において、「補助金の交付手続」及び「県職員が従事している団体の会計事務処理等」に関し、改善を要する事項が認められた。(53件)

ア 補助金の交付時期や実績報告に記載した団体の決算額が適正でないもの (2件)

- ・ 流通課 (玄海水産物販売力強化協議会)
- ・ 佐賀北高校 (佐賀県学校図書館教育研究会)